

宮崎県がん対策推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関する県の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の支援その他がん対策に関する基本的な事項を定めることにより、がん対策を総合的に県民とともに推進することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体及びがん患者、その家族等で構成される民間団体その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）と連携を図りつつ、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 11 条第 1 項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じた施策を実施するものとする。

(市町村の役割)

第 3 条 市町村は、県及び関係団体等と連携し、がんの予防及び早期発見に関する施策の推進に努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第 4 条 がんの予防又はがん医療(科学的な根拠に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。)に携わる者（以下「保健医療関係者」という。）は、がん患者及びその家族の意向を尊重した適切で質の高いがん医療を提供するとともに、県及び市町村のがん対策に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者、その家族等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報の提供に努めるものとする。

(県民の役割)

第 5 条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。

2 県民は、市町村及び医療機関が実施するがん検診を積極的に受けるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができ、従業員本人又はその家族ががん罹^り患した場合は、安心して治療し、若しくは療養し、又は看護し、若しくは介護することができるよう環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村のがん対策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第 7 条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

(1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及及び啓発

(2) 学校、病院、官公庁その他の公共性の高い施設における禁煙又は分煙の促進

(3) 前号に規定する施設以外の多数の者が利用する施設における受動喫煙（室内又は

これに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)の防止対策の促進

(4) がんの早期発見の重要性に関する知識の普及及び啓発

(5) 市町村等と連携した県民のがん検診の受診率の向上及び早期発見のための検査の充実

(6) 性別による特有のがん及びがん罹患しやすい年齢を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及及び啓発

(7) がんの予防に効果があると認められる予防接種の推進

(8) 前各号に掲げるもののほか、県内におけるがんの予防及び早期発見のために必要な施策

(がん医療の充実)

第8条 県は、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん患者が適切ながん医療を受けることができるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

(1) がん診療連携拠点病院の整備及び機能強化

(2) がん診療指定病院の整備及び機能強化

(3) 前2号に規定する病院相互間及び前2号に規定する病院とその他の医療機関との連携及び協力の推進

(4) 診断、手術、放射線療法、化学療法、リハビリテーションその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保

(5) 前各号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療向上のために必要な施策

(緩和ケアの推進)

第9条 県は、がん患者が治療の初期の段階からその病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

(1) 緩和ケアチーム、緩和ケア外来及び緩和ケア病棟の整備の促進

(2) 緩和ケアの継続的な提供のための関係機関相互間の連携協力体制の強化に関する支援

(3) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保並びに当該医療従事者に対する研修の機会の確保に関する支援

(4) 在宅で緩和ケアを受けることができる体制整備の支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

(在宅医療の推進)

第10条 県は、がん患者が家庭又は地域での療養を選択できるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

(1) 在宅でのがん医療の提供のための診療所、訪問看護事業所、薬局等の間の連携協力体制の強化に関する支援

(2) 在宅でのがん医療に携わる医療従事者の育成及び確保に関する支援

(3) 前2号に掲げるもののほか、在宅でのがん医療の推進のために必要な施策

(がんに関する教育の推進)

第 11 条 県は、がんに関する知識及びがんの予防につながる望ましい生活習慣を身に付けられるよう学校における健康教育の充実に努めるものとする。

(がん患者及びその家族等に対する支援)

第 12 条 県は、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

(1) がん患者、その家族等に対するセカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医師以外の医師の意見を聞くことをいう。）を含めた相談支援体制の整備

(2) がん患者、その家族等により構成される民間団体その他の関係団体のがん対策に資する活動に対する支援

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のために必要な施策

(がん登録の推進)

第 13 条 県は、がん医療の向上に役立てるため、がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するためにがんに係る情報を登録する制度をいう。以下同じ。）を推進するよう努めるものとする。

2 がん登録を実施する機関は、登録した情報をその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いることがないようにする等がん患者に係る個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(がん医療に関する情報の収集及び提供)

第 14 条 県は、がん医療に関する情報の収集及び県民への提供のために必要な施策の推進に努めるものとする。

2 県は、がん医療に関して医療機関が行う情報の提供の充実に必要な施策の推進に努めるものとする。

(県民運動の推進)

第 15 条 県は、関係団体等と幅広く連携し、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための取組の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の見直し)

2 県は、実情に応じてこの条例の検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。